

2007 年 8 月 1 日

マネジメントシステム認証機関 各位

財団法人 日本適合性認定協会
認定センター

JIS Q 17021 認定への移行に伴う JAB Notice の適用について

従来、本協会は、マネジメントシステムの認定審査において、下記に示す JAB Notice を適用してまいりました。

これらの JAB Notice は、JIS Z 9362 (JAB R100) 及び JIS Q 0066 (JAB RE100) の条項の適用に当たって本協会の指針及びその考え方を示すことを目的として発行された文書です。したがって、その改廃がマネジメントシステム技術委員会で承認されるまで、JIS Q 17021 (JAB MS100) を認定の基準として使用する認定審査（移行審査を含む）には適用いたしません。

なお、JIS Q 17021 認定への移行期間内において JIS Z 9362 及び JIS Q 0066 を認定の基準として使用する認定審査には、従来どおりこれらの JAB Notice を適用いたします。

記

JAB Notice No.01 : マネジメントシステム審査登録機関が行う「予備審査」の管理について

JAB Notice No.03 : 「登録の対象となるサービス」を審査登録機関が提供することについて

JAB Notice No.04 : JIS Q 9100 審査における「不適合」の取扱いについて

JAB Notice No.05 : 組織による法的要求事項の意図的な違反と審査登録機関による QMS 審査について

JAB Notice No.06 : JAB R106-2006 及び JAB R/RE300-2006 に定める JAB 指針の適用について